

練馬区障害福祉サービス事業者等指導および監査実施要綱

平成26年11月15日

26練福障第10648号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児通所支援事業者および指定障害児相談支援事業者ならびに練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月練馬区規則第86号）に規定する基準該当障害福祉サービス事業者ならびに練馬区地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日18練福地第1463号）に規定する登録事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、それぞれの法、規則および要綱に基づき練馬区（以下「区」という。）が行う指導および監査について、必要な事項を定める。

(指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、障害者総合支援法、児童福祉法、東京都（以下「都」という。）の条例、区の規則等で定める最低基準および指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保および自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、区における障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導方針)

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービス内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

(指導形態)

第4条 指導の形態は、つぎのとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

つぎのいずれかにより指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所または施設において実地に行う。

ア 一般指導 区が単独で実地指導を行う。

イ 合同指導 区が都等と合同で実地指導を行う。

(指導の実施方針および実施計画)

第5条 区は、指導を効率的・効果的に実施するため、指導の重点項目等を掲げる指導実施

方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度定めるものとする。

2 区は、実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を定めるものとする。

（指導検査基準）

第6条 区は、指導項目、都の条例および基準等、評価事項等を集約した指導検査基準を別に定める。

（指導の実施方法）

第7条 指導の実施方法は、つぎのとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日時、場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付に係る費用等の支給関係事務、請求内容、制度改正内容および過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、実施日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を交付することによって行うことができる。

イ 指導方法

実地指導は、区が定める指導検査基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知

指導の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により指導結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

ウにより通知した事項については、原則として当該通知が到達した日から30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

オ 指導体制

指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

（指導後の措置）

第8条 実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等に対しては、必要に応じて、再度、実地指導を行う。

2 実地指導の結果、第10条に定める監査の選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに次条に定めるところにより監査を行う。

3 実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用等の自主返還等を行うよう指導する。

(監査方針)

第9条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、サービスの内容および自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について不正または不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、障害福祉サービス事業者等が下記の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) サービスの内容に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正または著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 基準等に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 実地指導により、サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求等に改善が見られないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第11条 区長は、前条各号のいずれかに該当し、監査の必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、監査実施通知を交付した上で、報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、または当該障害福祉サービス事業者等の事業所もしくは施設に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

2 監査は、2名以上の監査班を編成して実施する。

3 区長は、指定障害福祉サービス事業者等（指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、基準該当障害福祉サービス事業者および登録事業者を除く。以下この項において同じ。）について監査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を、当該指定障害福祉サービス事業者等の指定権限を有する都道府県知事に対して文書で通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

4 監査の結果、軽微な改善を要すると認められた事項については、第7条第2号に規定する実地指導に準じた指導を行うものとする。

5 区長は、指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条第6項、第50条第2項および第3項、第51条の28第6項ならびに第51条の29第3項または児童福祉法第21条の5の23第5項および第21条の5の24第2項に基づき指定を行った当該都道府県知事に通知する。ただし、当該都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、通知を省略することができる。

(勧告)

第12条 区長は、障害者総合支援法第51条の28第2項または児童福祉法第24条の35第1項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該障害福祉サービス事業者等に対し、

期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。この場合において、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第13条 区長は、障害福祉サービス事業者等が正当な理由なく前条に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。この場合においては、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた場合において、当該障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(指定取消し等)

第14条 区長は、障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第51条の29第2項各号、児童福祉法第24条の36各号、練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則第11条各号（第1号を除く。）または練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領（平成20年3月11日19練福障第11165号）第7条各号に該当すると認められた場合には、当該各規定に基づき指定または登録を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止（以下「指定・登録の取消し等」という。）することができる。

(経済上の措置)

第15条 区長は、勧告、命令または指定・登録の取消し等が行われた場合に、自立支援給付に係る費用等の全部または一部について、当該障害福祉サービス事業者等に対し、不正利得の徴収等として徴収を行う旨通知する。

2 区長は、都道府県知事が指定の取消し等を行った障害福祉サービス事業者等に対しては、障害者総合支援法第8条第2項または児童福祉法第57条の2第2項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 サービスの内容または自立支援給付に係る費用等の請求に関し、不正または不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

(連携)

第16条 指導および監査に当たっては、都等および他の関係部署との連携を図り、効果的に実施するよう努める。

(指導および監査情報の提供)

第17条 指導および監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。

2 指導および監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の障害福祉サービス事業者等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年11月15日から施行する。

付 則（平成29年3月31日28練福障発第11496号）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月8日29練福障第11650号）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和3年4月22日3練福管第10018号）
この要綱は、令和3年5月1日から施行する。